

平成24年8月30日

小牧市都市計画審議会
第1回議事録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

- 1 平成24年8月30日 平成24年度第1回小牧市都市計画審議会が小牧市役所本庁舎601-1・2会議室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

長 田 宏	山 本 典 男	山 下 智 也
鈴 木 義 久	白 鳥 洋 子	大 塚 俊 幸
水 谷 勉	小 川 真由美	澤 田 勝 巳
伊 藤 茂	川 島 公 子	落 合 勝 之
稲 垣 孝 子	山 下 正 幸	
	(山 田 満 代理)	
- 3 欠席委員は、次のとおりである。

天 野 正 基
- 4 会議事件は、次のとおりである。
 - 1 会長の選出について
会長の職務代理者の指名について
 - 2 議事録署名者の選任
 - 3 議案審議
 - 議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について
 - 議案第2号 尾張都市計画公園2・2・762号三ッ渕南公園ほか1公園の変更について
 - 議案第3号 尾張都市計画汚物処理場の決定について
- 5 会議の傍聴人
な し
- 6 議案の説明者は、次のとおりである。

都市政策課、みどり公園課、廃棄物対策課

(午後2時20分開会)

事務局

それでは、任命書交付式に引き続きまして、平成24年度第1回小牧市都市計画審議会に移らせていただきます。

本日、天野委員におかれましては、欠席との連絡を受けております。

本日の出席委員は14名であります。

従いまして、委員総数15名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項により本日の会議は公開とさせていただきます。

なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長 江口よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部長

皆さんこんにちは。

本日は、公私ともご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今紹介がありました都市建設部長の江口でございます。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としております。

また、本日配布をさせていただきました、参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

当審議会は小牧市都市計画審議会条例第1条に基づき、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議することを目的に設置いたしております。

このため、当審議会において委員の皆様の貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日ご審議いただく議案であります、小牧市で定めます都市計画案件のうち「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」、「尾張都市計画公園2・2・762号三ッ瀧南公園ほか1公園の変更について」及び「尾張都市計画汚物処理場の決定について」の計3件を議題とさせていただきます。

どうか、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、ただ今、ご挨拶申し上げました部長の江口を除き、事務局の職員紹介

をさせていただきたいと思います。

(職員紹介)

事務局

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事進行につきましては、会長が務めることになっております。

しかしながら、会長がまだ選出されておられませんので、仮議長を定めることとしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

異議なしとの声をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきます。事務局案としまして、山本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

異議なしの声をいただきましたので、仮議長につきましては山本委員とさせていただきます。

恐れ入ります。山本委員につきましては、議長席にご移動をお願いいたします。それではこれより、山本委員に議事進行をお願いいたします。

仮議長

ご指名を頂きましたので、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

これより、平成24年度第1回小牧市都市計画審議会を開会いたします。

日程第1 小牧市都市計画審議会会長の選出についてを議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、私から提案理由の説明を申し上げます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」となっております。

従いまして、学識経験者として委員に任命された7名の方の中から会長の選出をお願いするものであります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

仮議長

提案理由の説明は終わりました。

会長の選出は条例の規定により、学識経験者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょう。

委員

指名推薦の方法でいかがでしょうか。

仮議長

ただいま、澤田委員より、指名推薦とのご提案がありましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長

ご異議なしとのことですので、指名推薦でお願いしたいと思います。どなたか推薦をお願いします。

委員

先回に引き続き、学識経験が豊で、都市地理学や都市政策のことをご専門とされておられます、中部大学の大塚俊幸委員をご推薦したいと思います。

仮議長

ただいま、大塚俊幸委員をとのご推薦がありましたが、他にございませんか。

仮議長

ないようでありますので、大塚俊幸委員を会長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長

それでは、大塚俊幸委員を会長とすることに決しました。

ここで、仮議長の職を引かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。それでは、大塚会長、議長席へお願いいたします。それでは、ここで大塚会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長ということでご指名いただきましたので、微力ではございますけれども、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画審議会は、市の中にたくさんある審議会の中で特に重要な審議会です。都市計画というのは、都市で行われているさまざまな産業活動、あるいは、日常生活。そうした、都市で行われている活動を円滑に行うための都市の基盤を用意する。これが都市計画ですけれども、その都市の根幹をなすような計画、これを審議するのがこの審議会です。

先ほど市長からもごあいさつがありましたが、都市計画を取り巻く環境というのは大きく変わろうとしています。人口減少時代、少子高齢化という中で、これまでの考え方では通用しなかったこともたくさん出てこようかと思えます。そうしたことも踏まえて、皆さんそれぞれの立場から、慎重にご審議いただいて、進めてまいりたいと思いますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、引き続き大塚会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、続きまして、小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長の職務代理者を会長より指名させていただきたいと思えます。会長職務代理者には、引き続き、山本典男委員を指名したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは異議なしということで、山本委員よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議事録署名者の選任を議題としたいと思えます。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条により、会長において2名の方を指名させていただきます。本日の議事録署名者を伊藤茂委員、川島公子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第3号の議案審議に入りたいと思えます。

議案第1号、尾張都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第1号について、提案理由とその内容について説明をさせていただきます。

議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更についてであります。議案書の1ページをごらんください。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等のうち、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境形成を図ることを目的に都市計画法第8条第1項の規定に基づき都市計画決定するものであり、本市におきましては平成4年から生産緑地地区の指定を行っております。

それでは、変更内容につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の変更内容につきましては、生産緑地地区の面積、位置及び区域を変更するものであります。面積についてですが、変更前の約55.7haが今回の変更により、約0.5haの減となり、変更後は約55.2haとなるものであります。面積の内訳につきましては、議案書2ページにお示しさせていただいております。

変更の具体的な案件としましては、生産緑地法第14条に基づき生産緑地地区内の行為の制限が解除になったものが7件になります。

また、この行為の制限解除に伴う、指定面積条件の不足に伴う制限解除が1件となっております。

行為の制限についてですが、生産緑地は農地として営農することを義務付けられているため、建築や宅地造成等の行為は原則出来ないこととなっております。

ただし、生産緑地法において、生産緑地に係る農業の主な従事者が死亡もしくは今後の農業従事者が不可能となる故障をした場合、同法第10条の規定に基づき、市に対して生産緑地を買取るよう申出をすることができます。そして、申出が提出されますと、市がその土地を買取り、公園等の公共用地として整備していくケース、もしくは農業委員会において、生産緑地の斡旋が成立し、他の所有者が農業経営を継続していくケースがあります。

しかしながら、所定の期間を過ぎても、買取りおよび斡旋が行われない場合は、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能になり、生産緑地として都市計画決定をしておく意義が失われます。

こうしたことから、生産緑地法で制限が解除されたものを都市計画法上の地区指定から除外するために変更を行うものであります。

また、位置および区域の変更箇所につきましては、3ページから6ページの計画図に明示させていただいております。黄色く塗られた箇所が除外する地区となります。

なお、この変更案につきましては、6月25日から7月9日までの2週間、縦覧に供しましたところ、4名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでしたので、ご報告申し上げます。また、本日、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定であります。

以上簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

今回、最初の審議会ということもありまして、色々と分からない点等もご質問いただければと思います。よろしいでしょうか。

この、生産緑地地区の変更については、これからもたびたびこの審議会では検討していただく事項になろうかと思えます。

委員

1点だけお尋ねいたします。変更の理由ですけれども、死亡による申出というのは理解できますが、ここに4箇所、故障による申出がありますが、この故障の理由はそれぞれ違いますか。例えばここにでている場合で、どういう理由でということが補足できましたら、説明してください。

議長

それでは故障の理由についての補足説明ということで、事務局よろしく申し上げます。

事務局

今回、案件の中で、故障が4件ございますが、それぞれ故障内容につきましては、診断書を頂いております。その病名につきましては、個々に申し上げることができません。

議長

基本的には、故障というのは、病気によるということです。

委員

今回は、指定されている方が病気により続けられないということで変更ということを理解しましたが、今までも故障という場合は、生産緑地に指定されていた農家の方が、もう農業ができなくなったということで変更するということだったのでしょうか。

事務局

先程、私、故障を今回4件と申し上げたようですが、3件の誤りであります。訂正をよろしくお願い申し上げます。

今、お尋ねのございました、これまでの変更理由であります。主な減少理由といたしましては、先程申し上げましたように、死亡、故障によるもので、市に対して買取りの申し出が提出され制限解除に至ったということなんです。平成4年以降その

数が185件ございまして、約16ha減少しております。次いで、その他というお尋ねをいただいた部分ですが、区画整理事業の減歩によるもの、こういったものがございまして。こういったもの、約3.5haでございまして。また道路などの公共用地として買収したもので、こちらが、約1.0ha減少した分となります。その他ですね、生産緑地法の規定に基づき、指定条件を満たさなくなったもの、一つの団地が500㎡以上となっておりますので、お隣の方が解除をされて、もう人方の生産緑地を解除したケースが約0.8haの減、開発の位置交換によるもの、都市計画法による開発行為の位置変更が約0.03ha減、確定測量による結果による、面積変更が約0.03ha増となっております。

議長

今の回答でよろしいですか。

委員

少し趣旨がはずれていますが、故障の理由として、今回は病気ということですが。常に病気の理由なのか。その他に故障という理由で取り消し、変更というのがこれまでにあるのかどうかを尋ねた。

議長

病気以外の故障の理由によるものがあるかないか。

事務局

申し訳ありませんでした。全て病気という事由によるものであります。

委員

了解いたしました。

議長

それと今、説明の中で故障によるものを4でなくて3と言われましたが、2ページのリストをみますと。

事務局

大変、失礼しました。訂正の訂正ということで心苦しいのですが、4件の誤りであります。大変、失礼いたしました。

議長

ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員

まったく素人で分かりませんが、一つお聞きしたいのですが。指定面積不足ということで、500㎡以下だと指定面積不足という認識でいいですか。これはどこの地域でも、他の市町村とかでもそういうことですか。

事務局

面積要件につきましては、生産緑地法で定められておりました、それが500㎡ということになっており、この法律に基づいて行われているため、どこでも500㎡ということでございます。

委員

了解しました。

議長

無いようでしたら、採決の方に入りたいと思います。

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして議案第2号、尾張都市計画公園2・2・762号三ッ渕南公園ほか1公園の変更について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

本来であれば、みどり公園課長の牧野が出席しご説明をさせて頂くところですが、急遽、公務が入り出席することができなくなりました。変わりに課長補佐の私がお説明をさせて頂きます。

それでは ただいま提案となりました 議案第2号 尾張都市計画公園の変更 について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

三ッ渕地内と岩崎原三丁目地内の2つの公園について 都市計画決定の手続きをお願いしようとするものであります。

公園の種別といたしましては、街区公園 2箇所であります。公園の番号及び公園名は2・2・762号 三ッ渕南公園、2・2・763号 岩崎原中央公園であります。

公園の位置につきましては、三ッ渕南公園は小牧市大字三ッ渕、面積は、約0.31ha

であります。岩崎原中央公園は、小牧市岩崎原三丁目、面積は、約 0.32ha であります。

いずれの公園におきましても広場、遊具、植栽、トイレなどを配置する予定です。ここで、ただいま申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。種別で街区公園は周辺に居住する方の利用に供することを目的とする公園で面積 0.25ha を標準としております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表しております。番号は区分、規模及び一連番号の 3 つの数字で表示します。最初の 2 は街区公園を示しております。次の 2 は規模を表し、面積 1 ha 未満を示しております。次の 3 ケタの数字は小牧市に割り振られている街区公園の一連番号であります。小牧の最初のスタートは、701 番から始まり三ッ瀨南公園は街区公園で 62 番目になります。

次に、都市計画決定の理由であります。小牧市において都市計画公園の適正配置を図るため、提案させていただきました 2 つの公園を、街区公園として追加し、地域の方に利用していただくものであります。12 ページをお願いいたします。位置図でございます。13 ページ、14 ページに詳細な位置図として赤で塗りつぶしてあります箇所が今回の対象となります 2 つの公園位置でございます。

三ッ瀨南公園は、市役所から西へ約 2 Km、三ッ瀨小学校から西へ約 400 m の距離に位置し、三ッ瀨会館に近接し立地条件に恵まれています。周辺は主に公園東側に集落があり、その他は、住宅地と農地等が点在しています。

岩崎原中央公園は市役所から北へ約 3 Km の距離に位置し、岩崎原地区の中心部にある岩崎原会館に隣接し、西側には一級河川合瀬川が流れる自然豊かな土地であり、立地条件や景観的にも恵まれ、周辺には住宅地と農地や一部県営住宅等が点在しています。

これら 2 つの公園周辺には都市公園も少なく、第 6 次小牧市総合計画、小牧市都市計画マスタープランや小牧市緑の基本計画の目標値を達成するために必要な都市公園であり、災害時における一時的な避難場所や子供の安全な遊び場所の確保、地域コミュニティの活性化、市民の皆さんの憩いの場所を確保することを目的としております。以上が都市計画公園の変更の概要であります。

なお、経過と今後の手続きであります。今年 4 月に愛知県へ事前協議を行い、都市計画変更案の公告、縦覧を 6 月 25 日から 7 月 9 日まで行いましたところ、期間中の閲覧者は 3 名でありました。特に意見書はございませんでした。

このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定であります。以上、簡単ではございますが、議案第 2 号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

計画公園には、その規模、利用者の誘致圏、そういうもので幾つかの種類がありま

すが、その中で一番身近な公園である街区公園を2公園追加する、そういう案件でございますが、ただいま説明をしていただきましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、ご質問、ご意見ございましたら挙手をお願いいたします。

委員

街区公園というのは、あまり聞いたことがないのですが、ずっと昔から、街区公園って都市計画決定をうっていたかな。それとだいたい3,000㎡だけど、普通の児童公園の規模だと思うんですね。そうすると、区画整理の中にあるやつとか、普通の児童公園全部、この街区公園として都市計画決定うつつのか、買収しないかんで税法上うつつのか。何か良く分からんけども。

全部都市計画公園として、ちっちゃい公園も全部、都市計画決定うっているのか。

事務局

ただ今、ご質問がありました街区公園と児童公園ですが、かつて児童公園と呼ばれておりましたものが、現在、街区公園というものになっております。

委員

了解。

議長

今の後半のご質問もこれでよろしかったですか。

委員

結構です。

議長

昔は子供が中心に使っていたものが、最近は児童だけじゃなくて、広くいろんな世代の人も使えるようにと。

委員

前は、近隣公園とかあって、よっぽど大きいやつが街区の、桃花台の中でいくと、4街区か5街区に分かれておるんで、あの中にでかいのがあるんで、ああいうのを呼んでいる気がした。分かりました。

委員

そうしますと、現在、区画整理事業などで設けた公園は、いろんな形で区が清掃とか管理していたり、ところが、今まででいう児童公園が街区公園だとおっしゃるんですが、児童公園は民生委員さん中心に、福祉関係で、今まで除草したり、公園管理を

してたんですが、街区公園2箇所で行きますと、ここにはやはり、民生委員さんたち中心の福祉関係で、今後、管理していくんですか。

議長

そのあたりは、どうでしょうか。

事務局

かつて児童公園であったものが街区公園なんですが、それとはまた別に、今おっしゃられた児童遊園というものが児童民生委員さんの方をお願いしております。児童遊園は今でもありまして、そちらの方は、名称の変更がなく、現在も児童遊園となっております。

委員

分かりました。

議長

都市計画公園として位置づけられている公園もあれば、そうではない部分で、例えば児童遊園という名前で別の制度で整備されている公園もあったりするとするといことで、これにも色々ある、そういうことだと思いますけど。

委員

今、そういう面積の場合、どういう規定があるのか。

何坪以上とか、何㎡以上とか。公園の種類というのか、そういうのをあれば教えてもらいたい。

議長

街区公園の規定ということですね。

事務局

公園の種別ということですが、都市計画公園の中では、これら身近な公園として街区公園があります。さらに規模の大きなものでは、近隣公園、地区公園というものがありまして、街区公園は標準が0.25ha、近隣公園は標準的には2ha、地区公園が4haとなっております。

議長

他にご質問、ご意見よろしいでしょうか。

三ツ瀧南公園と岩崎原中央公園、この二つを都市計画公園の街区公園として追加するという案ですけども、他にご質問、ご意見ないようでしたら、採決に入りたいと思

いますが。

それでは、他にないようですので採決に入りたいと思います。

議案第2号尾張都市計画公園2・2・762号三ッ瀧南公園ほか1公園の変更については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。

よって議案第2号尾張都市計画公園2・2・762号三ッ瀧南公園ほか1公園の変更については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号尾張都市計画汚物処理場の決定について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第3号尾張都市計画汚物処理場の決定についてご説明いたします。議案書23ページをお願いいたします。

名称、汚物処理場名は、小牧市クリーンセンターでございます。位置につきましては、小牧市大字東田中1237、面積約2,300㎡であります。

決定理由についてであります。本市では、小牧市クリーンセンターおよび小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設、小牧市新小木四丁目地内にあります。その2箇所の汚物処理場を保有しておりますが、両施設とも稼働開始後24年および33年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の更新が喫緊の課題となっております。

こうした中、合理的かつ効率的な施設の運営・管理に向け、平成22年度に策定いたしました、小牧市し尿処理施設整備基本計画に基づき、これら2施設を統合し、小牧市クリーンセンターをし尿及びし尿浄化槽汚泥の一括処理施設として整備するため、恒久的な汚物処理場として都市計画決定をいたすものでございます。

参考ですが、現在の処理能力は2施設を併せて103k1/日であるものを、小牧市クリーンセンターに2施設分の機能を集約し、63k1/日とする計画であります。これは公共下水道の整備が進められたことなどにより、社会情勢の変化に伴い、し尿の収集量が減少したことによるものであります。

議案書の24ページが総括図でございます。25ページが計画図でございます。赤色で着色した箇所が、決定の区域となります。

次に26ページの参考資料をご覧ください。施設配置図でございます。

現在の建物、処理棟と表示している部分ですが、この建物は、そのまま使用し、その南側に脱水機棟を建設する計画となっております。新施設の供用開始予定年度は、平成27年度であります。

なお、施設配置につきましては、今後詳細な設計を行うにあたり配置等が一部変更

となる可能性がございますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

なお、今回の決定案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、生活環境影響調査と並行して手続きを進めてまいったものであります。

都市計画決定案の縦覧につきましては、平成24年6月25日から7月9日まで縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、生活環境影響調査の実施結果につきましては、平成24年4月10日から5月9日まで縦覧を行いましたが、こちらにつきましても意見書の提出はございませんでした。

今後の手続きの予定といたしましては、本日議決をいただきますと県知事との協議を経た後に決定の告示を行う予定であります。以上簡単であります、議案第3号尾張都市計画汚物処理場の決定の説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

はい、それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思ひますが、発言のほう、よろしくお願いいたします。

委員

かなり両方とも年数が経過しておりますので、改築をしなければいけないというようなことはよく理解できましたが、たまたまこの建設にあたりまして、地域の住民の了解が、どのような形で得られたのかおきかせいただきたい。

事務局

地元との説明でございますが、事前説明会として、平成23年5月14日に、地元において実施をさせていただきました。また、公聴会の開催ですが、平成24年3月17日に地元で説明会を行ったところでございます。

また、現在ですね、地元に対して説明をとということで、地元との方の調整をしている最中でございます。

委員

開催されたことは分かりますが、特にその問題の中で、きつい反対等あったのかどうかお伺いします。

事務局

意見としては、反対の意見はございませんでした。

委員

了解。

委員

この施設は、基本的に前処理をして流域につなぐという施設だったわね。

だけど、今度は、脱水槽をつくって、処理汚泥を脱水ケーキで出すのか。どこにだすのか。

会長

具体的な処理の仕方ですか。

委員

水処理、前はある程度、希釈するなり、生物処理してBODを300位いくかいかないかに落としたものを、流域につないでおった。

それで、全部希釈するなり、ある程度の生物処理して流しちゃうよと。最終的に、浄化槽の汚泥がどれだけ出たか分からないが、基本的に流域に流しちゃっている施設だけれど、今度、汚泥を処理する施設がなくなって、合併してここで、脱水ケーキをよそに持っていきなり、ターミナルの方は、乾燥させておった。

その辺の処理の仕方が、例えばどれだけの負荷で流域に持っていくのか、そこら辺のところ、きちっと地元が分かってないと、これなんじゃ、なんじゃとか、どういう施設つくるだとか、よく分かるように説明しないと難しいと思う。

議長

この施設の中でどこまでの処理をして、その後どうなっていくのか。もう少し施設の中身についてご説明していただければとのことですが。

事務局

委員からのご指摘ですが、現在、生物処理して公共下水の方へ流しており、し渣と汚泥につきましては、現在、小牧岩倉衛生組合の焼却炉での焼却と県外の処理業者の方に委託をして処分をしている状況であります。

新施設におきましては、同様に生物処理をして、下水への排出基準を満たすような形で全て公共下水の方へ放流する。汚泥につきましては、新しい脱水の機能が昔よりも改善されまして、焼却施設のほうで、そのまま焼却することが可能というようなものでございますので、そういったものを導入してやっていこうというふうに考えております。

委員

今の普通の下水へ流せる脱水ケーキと、ここは、生し尿とかそんなのを持ってきて、そうすると負荷が違ってくる。そんな気がするのによっぽど良い、優秀な施設で、臭気もでんし、周辺どういうふうだ分からないんでイメージが湧いてこんけども、よほ

どの気合を入れて施設造っていかんといかんような気がする。

普通の下水の汚泥というのは、風呂水から皆の水がきて、ある程度、そんなに負荷がかかっていない状態で生物処理した汚泥だわね。ここは生し尿をいきなり持ってきて、それを処理するもんで、ものが違うと思う。ある程度の前処理だけして流しちゃうもんで、その残ったものは相当高負荷なものだと思うんで、その普通の汚泥より、相当負荷が高いものだと思う。違うかな、ここが出る汚泥。工場も多いもんで。たまたま流域にみんな繋いだもんで、浄化槽そのものは少なくなってきた。クリンセンターの量は少なくはなってきた。

だけど市内全域、全部東田中に持ってきて処理して。敷地小さいわね。相当、周辺でかいところだけど、ここに持ってきて、コンパクトなもの造ってやって、心配なような気もするし。そこらへんで全然迷惑かけん素晴らしい施設だよと言うことのストーリーをひいていかないかん。東田中のみんな文句いいかけると、つつつかれたり、これ難しい。詳しい人がでてくると、なかなか難しいと思うんで、どうか分からないが、きちんと訊いとかんと心配は心配だ。

議長

今のご意見に対し、説明を補足でいただけることございますか。

事務局

公共下水に流入させますものは、処理水で、これについては排除基準を一般家庭からの排水にはありませんけど、事業所のほうから排水する場合には、そういった基準が定められておりまして、それ以上のものは排水できないことになっておりますので、それに対応できる施設を整備していくというものでございます。

河川とか近隣にはそういったものは一切排出しませんので、地域に対しての環境負荷というものは、殆どないだろうというふうに考えております。汚泥につきましては、現在も焼却等の処分をしておりますので、より効率よく焼却ができるような形に加工して焼却をしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員

ここの中の小牧市し尿浄化槽汚泥処理施設、新小木四丁目地内というのは、五条川左岸に今現在あるこれのことですか。

事務局

五条川の左岸の所に愛知県の施設がございまして、そのすぐ南側に市の施設がございまして、その施設のことでございます。以上です。

委員

その位置のことは分かるんですが、五条川左岸のところは、これは、廃止、なしになるんですね。

新しいのが出来れば、2カ所で103k1ですか。数でいくと40k1少なくなります、2箇所分を処理できる、性能が良いのがつくということですか。

事務局

まず処理能力ですが、現在、生し尿の処理量ですが、これについては激減しております、浄化槽汚泥はやや横ばいというようなかたちで、全体みますと、減少傾向にあるということで、今のクリーンセンター、し尿処理施設については、能力よりもかなり少ない量しか現在処理していないというようなことですので、両方あわせて処理すれば、コンパクトなもので、無駄なくやれるというような計画を持っております。

また、統合させますので、新小木の方の施設については不要になってきますが、27年度供用開始で、安定した稼働が見込める状態になりましたら、撤去の方を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

他にいかがでしょうか。

委員

自分も長いこと市役所におりまして、こんなことを質問するというのは非常に心苦しいのですが、ここの施設で浄化して流域に流すということは大変結構なことだと思います。

そこからでる汚泥の搾りかすの処理について、小牧岩倉とおしゃっておられたけれど、この辺のところは地元と十分協議がされているのか。あるいは、小牧岩倉の議会のほうの承認がえられているのか、お伺いします。

事務局

し渣等につきましては、現在も小牧岩倉の焼却施設のほうで焼却をしている状況であります。これにつきましては、通常の可燃物の焼却という位置づけをしております。以上です。

委員

それはいつ、どのような形で、通常の可燃物ということで議会の了解を得ておられたのかあるいは地元の了解をえておられたのか。

事務局

小牧岩倉の焼却施設ができた時点から焼却をしているということで、通常の可燃物

の取扱をしているので、あえて小牧岩倉議会とか、そういった所で承認を得てやっているものではないと聞いております。

委員

くどい様で申し訳ないのですが、後日で結構でございますので、その証をお知らせいただければ嬉しいです。

議長

他にございませんか。

委員

脱水機棟の運転時間とか騒音、臭気等はどのように。最近は、技術が発展してますけども。どんな予定でしょうか。

特に騒音、低音機械がまわりますと、低音の周波がありますと、非常に震動が広い地域に、夜中なんかまわってますと震動が伝わってきますので、運転時間をお聞きしたいのですけど。

事務局

脱水機の使用の時間帯とのことでございますが、現在8時半から5時ということで稼働しております、その間に稼働をさせるという想定をしております。

現在の敷地境界で騒音レベルについて調査しておりますし、アセス、環境影響調査を行いました、それについても全地点において規制基準を下回る基準であるということで、時間点の総レベルについては、基準を下回っておるというふうに考えております。以上です。

委員

そう思っているのは、機械から何デシベルくらいでるのですか。

事務局

これからですね、この物の仕様については決定していくということで、どこのメーカーのこういった物というようなことは確定しておりませんので。具体的に、脱水機がですね。その機械が発生するところで、何デシベルかというようなことは今のところ、把握はできておりません。以上です。

委員

私の地元ですので申し訳ないですけども、1番問題なのは低音の震動なんですね。それをできたら、地元にもカタログなんかで説明していただけたらと思いますけども。決まったその時点で結構ですのでよろしくお願いします。

議長

具体的にそのメーカーが決まらないと、具体的な騒音がどのぐらいか分からないというような説明があったと思うんですが、環境アセスメントの基準を下回っているというのは、何の基準をもって下回っていると判断されたのかっていうのは、いかがでしょうか。ある程度想定をされているんじゃないかと思うんですが。

事務局

既存の施設の方が発生する騒音レベルがですね、既に環境の騒音規制値を下回っているということで、今回、導入を考えている脱水機については、高性能なものを導入していきたい。

また、先程、ご地元の方にとのお話しですが、具体的な仕様ですとか、こういったものがということが、決まりましたら、それについても逐次説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

委員

よろしくをお願いします。

議長

他にいかがでしょうか。

(意見なしの声)

議長

いろいろ御意見がありまして、多かったのは、やはり地元の方々に分かりやすく、今までと違って何がどう変わる、それに対してどういう対応を考えていくのかっていうふうなことをですね、より分かりやすく丁寧に説明していく、そういうことが同時に必要ではないかというふうなご意見だったかと思えますけれども、内容につきまして、採決のほうに入りたいと思います。

それでは、議案第3号尾張都市計画汚物処理場の決定については原案のとおり、可決することに異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

では、異議なしということで、議案第3号尾張都市計画汚物処理場の決定については原案とおり可決されました。

続きまして、日程第4その他に入りたいと思います。事務局から何かございますか。

事務局

事務局より 1 点ご報告申し上げます。

次回審議会の開催予定でございます。

議案といたしましては、桃花台地区計画の変更及び尾張都市計画公園の変更についてを議案とさせていただきます、付議させていただく予定といたしております。

桃花台地区計画の変更につきましては、愛知県住宅供給公社が所有しておりました城山一丁目地内の土地について、低層戸建て住宅用地及び商業系の施設用地として開発が進められることとなりまして、それにともない、土地利用の適正な規制・誘導を図る観点から、地区整備計画区域に編入しようとするものであります。

尾張都市計画公園の変更につきましては、現在、小牧市民病院の西側に設置されております上切公園について、市民病院の建設に合わせ、病院と公園を一体的に整備しようとする計画に基づき、公園の位置変更等を行おうとするものであります。

なお、会議開催の時期につきましては、年明けの平成 25 年 1 月下旬を予定しておりますので、お忙し時期とは存じますが、後日、また日程の調整をさせていただきたいと存じ上げますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。

議長

それでは、他に無いようでしたら、これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間に渡りまして、慎重審議いただきましてありがとうございました。中には宿題もありますので、その辺は事務局でご対応いただければと思います。

それでは、これをもちまして平成 24 年度第 1 回小牧都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。